

「『所得税基本通達の制定について』の一部改正について」（法令解釈通達）の概要

所得税基本通達については、所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号）等により所得税法等の改正が行われたことに伴い、次のとおり改正するものです。

1 寄附金控除（所法 78）の改正に伴う整備

「出資に関する信託事務に充てられることが明らかなもの」とは、例えば、寄附金の用途を出資に関する信託事務に限定して募集されたものや出資に関する信託事務に用途を指定して行われたものがこれに該当することを明らかにする（所基通 78-10）。

2 その他所要の整備

上記のほか、所要の整備を行う。